

平成 29年 2月 15日

各 位

管理会社名 サムスン資産運用株式会社  
(管理会社コード：13134)  
代表者名 代表理事社長 具 聖勳  
(銘柄コード：1313 (東証外国 ETF))  
問合せ先 (代理人) 西村あさひ法律事務所  
弁護士 伊東 啓  
(TEL. 03 - 6250 - 6200 )

## 信託契約の変更に関するお知らせ

サムスン KODEX200 証券上場指数投資信託[株式]の管理会社は、信託契約の一部を変更しましたので、下記のとおりお知らせします。

なお、本件、信託契約変更は、2016年9月28日に決定されたものであり、本来であれば、当該決定後直ちに開示すべきところ本日の開示となりました。

### 記

1. 変更決定日 : 2016年9月28日
2. 効力発生日 : 2016年9月28日
3. 変更の理由 : 投資運用方法への買戻し条件付の買収及び売却の追加に伴う変更及び文言修正
4. 変更内容 : 第34条、第35条、第36条及び附則  
(下線\_\_は変更箇所です。)

項目	変更前	変更後
第34条 (投資対象等)	①資産運用会社は、投資信託財産を次の各号の投資対象及び投資方法で運用する。 1. ~2. (省略) (追加) 3. 投資信託財産として保有する証券の貸付 4. 法第110条により受託者が発行した受益証券、法第9条第21項に定める投資信託証券(以下「投資信託証券」という。) 5. 法施行令第268条第4項の規定による受託会社の固有財産との取引 ②第1項の規定にかかわらず、資産運用会社は、交換を円滑にし、投資待機資金を効率的に運用するために必要な場合、次の各号の方法で運用することができる。 1. 短期貸付(30日以内の金融機関間の短	①資産運用会社は、投資信託財産を次の各号の投資対象及び投資方法で運用する。 1. ~2. (省略) <b>3. 買戻し条件付の売却</b> <b>4.</b> 投資信託財産として保有する証券の貸付 <b>5.</b> 法第110条により受託者が発行した受益証券、法第9条第21項に定める投資信託証券(以下「投資信託証券」という。) <b>6.</b> 法施行令第268条第4項の規定による受託会社の固有財産との取引 ②第1項の規定にかかわらず、資産運用会社は、交換を円滑にし、投資待機資金を効率的に運用するために必要な場合、次の各号の方法で運用することができる。 1. 短期貸付(30日以内の金融機関間の短

	<p>期資金取引による資金供与をいう。)</p> <p>2. 金融機関への預金(満期1年以内の商品に限る。)</p> <p>(追加)</p>	<p>期資金取引による資金供与をいう。)</p> <p>2. 金融機関への預金(満期1年以内の商品に限る。)</p> <p><b>3. <u>買戻し条件付の買収(その証券を一定期間後に売却することを条件とし買収する場合を言う)</u></b></p>
第35条 (投資限度)	<p>①資産運用会社は、第34条の規定による投資信託財産の運用において、次の各号で定めるところにより投資・運用する。</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 証券の貸付は、投資信託が保有する<b>証券総額</b>の100分の50以下にする。</p> <p>3. 投資信託証券への投資は投資信託の資産総額の100分の30以下とする。</p> <p>(追加)</p> <p>4. 第1号及び第3号の資産に対する投資は、投資信託の資産総額の100分の50を超過しなければならない。</p>	<p>①資産運用会社は、第34条の規定による投資信託財産の運用において、次の各号で定めるところにより投資・運用する。</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 証券の貸付は、投資信託が保有する<b>証券</b>の100分の50以下にする。</p> <p>3. 投資信託証券への投資は投資信託の資産総額の100分の30以下とする。</p> <p>(追加)</p> <p><b>4. <u>買戻し条件付の売却は、投資信託が保有する証券総額の100分の50以下とする。</u></b></p> <p>(削除)</p>
第36条 (運用制限)	<p>②第35条及び本条第1項の規定にかかわらず、次の各号で定める事由により、やむを得ず<b>第35条第1項第2号</b>、本条第1項第2号乃至第4号、第7号、第8号及び第10号の規定による投資限度を超過することになった場合は、超過日から3ヶ月以内にその投資限度に適合するようにならなければならない。但し、不渡り等で売却が不可能な証券は、売却が可能な時期までこれをその投資限度に適合していると看做す。</p> <p>③投資信託の当初設定日から1ヶ月間は、<b>第35条第1項第4号</b>、第36条第1項第2号、第4号及び第7号の規定を適用しない。</p>	<p>②第35条及び本条第1項の規定にかかわらず、次の各号で定める事由により、やむを得ず<b>第35条第1項第2号及び第4号</b>、本条第1項第2号乃至第4号、第7号、第8号及び第10号の規定による投資限度を超過することになった場合は、超過日から3ヶ月以内にその投資限度に適合するようにならなければならない。但し、不渡り等で売却が不可能な証券は、売却が可能な時期までこれをその投資限度に適合していると看做す。</p> <p>③投資信託の当初設定日から1ヶ月間は、<b>本条の第1項第2号及び第4号、第7号</b>の規定を適用しない</p>
附則	<b>(新設)</b>	<b>第1条(施行日) 本信託契約の変更は法により訂正申告書の効力発生日に施行される。(買戻し条件付の買収及び売却の追加)</b>

以上